

四半期報告書

(第98期第1四半期)

日本タングステン株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 NIPPON TUNGSTEN Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉田 省三

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 福岡(092)415-5500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大久保 十三夫

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 福岡(092)415-5500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大久保 十三夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期連結累計(会計)期間	第97期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	3,025	13,120
経常利益 (百万円)	157	914
四半期(当期)純利益 (百万円)	108	616
純資産額 (百万円)	9,823	9,861
総資産額 (百万円)	18,806	18,979
1株当たり純資産額 (円)	396.30	397.94
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.38	24.71
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.37	24.66
自己資本比率 (%)	52.1	51.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	726	968
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△34	△606
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△572	△389
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	2,005	1,876
従業員数 (人)	530	534

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しており、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	530[46]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	466[23]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員数(出向者を除く)であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
粉末冶金事業	2,573
産業用機器事業	195
その他事業	—
合計	2,769

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価額によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
粉末冶金事業	2,835	1,042
産業用機器事業	139	82
その他事業	20	—
合計	2,995	1,124

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
粉末冶金事業	2,808
産業用機器事業	195
その他事業	20
合計	3,025

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び総販売額に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
日立金属株式会社	313	10.3

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国経済は、原油や原材料価格の高騰等の影響により企業収益は減速傾向となり、設備投資も増勢が鈍化するなど、景気の減速感が強まる中で推移いたしました。

当社グループの関連する業界につきましては、設備投資や機械受注等の調整色が強く、需要の減少により低調に推移いたしました。

このような中、当社グループにおきましては、NTダイカッター等、一部売上が伸張した製品もありましたが、全般的に受注が低調に推移し、売上高は30億2千5百万円となりました。

また、損益面では、依然続く原材料価格の高騰による売上原価率の上昇や売上減少による操業利益の減少等により、経常利益は1億5千7百万円、四半期純利益は1億8百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりです。

（粉末冶金事業）

当社グループの主要事業であります粉末冶金事業は、主要製品であるサニタリー関連のNTダイカッターが、海外向けが好調で売上が伸張したものの、液晶関連部材用のタングステン・モリブデン棒製品、重電用の電極製品は需要減等により売上が減少いたしました。また、HDD用磁気ヘッド基板は為替の影響等により売上が減少しました。

この結果、粉末冶金事業の売上高は28億8百万円となりました。

（産業用機器事業）

産業用機器事業は、半導体関連設備機器が堅調に推移し、売上高は1億9千5百万円となりました。

（その他事業）

その他事業の売上高は2千万円となりました。

（2）財政状態の分析

1) 流動資産

当第1四半期末の流動資産の残高は、前連結会計年度末と比較して9千1百万円減少の94億2千5百万円となりました。これは主に、繰延税金資産が1億1千8百万円増加した一方で、売上債権が2億2千1百万円減少したことによるものです。

2) 固定資産

当第1四半期末の固定資産の残高は、前連結会計年度末と比較して8千1百万円減少の93億8千1百万円となりました。これは主に、建物及び構築物が減価償却等により7千3百万円減少したことによるものです。

3)流動負債

当第1四半期末の流動負債の残高は、前連結会計年度末と比較して1億1千7百万円増加の55億4千3百万円となりました。これは主に、短期借入金が2億6千9百万円減少した一方で、賞与引当金が2億1千3百万円、未払法人税等が1億3千8百万円増加したことによるものです。

4)固定負債

当第1四半期末の固定負債の残高は、前連結会計年度末と比較して2億5千2百万円減少の34億4千万円となりました。これは主に、長期借入金が2億1千5百万円、退職給付引当金が2千2百万円減少したことによるものです。

5)純資産

当第1四半期末の純資産の残高は、前連結会計年度末と比較して3千8百万円減少の98億2千3百万円となりました。これは主に、利益剰余金が2千1百万円、その他有価証券評価差額金が5千8百万円増加した一方で、為替換算調整勘定が1億2千1百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期末における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、営業活動により7億2千6百万円の資金を獲得し、投資活動により3千4百万円の資金を支出し、財務活動により5億7千2百万円の資金を支出した結果、20億5百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益の他、主として売上債権の減少等により、7億2千6百万円の資金を獲得いたしました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得等により、3千4百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

借入金の返済等により、5億7千2百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127号各号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を損なうことなく、中長期的な視点で当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えています。

もとより当社は上場会社であり、当社株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を

提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為も否定できません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、熟練した技術を有する従業員の存在、重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は、1931年に創業以来、高度な粉末冶金技術によりタングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等の高付加価値商品を多くの分野で創出してまいりました。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、タングステン合金電気接点、超硬合金製品、ファインセラミックス等の先進の材料技術から超精密加工技術へと順次、事業領域を拡大し、「材料技術」と「加工技術」を融合した付加価値製品を創造し、常にお客様の視点に立って誠実且つ堅実なものづくりの経営を行ってまいりました。

当社は更なる高収益企業体質への転換を進めるため、今後3年間の次期中期経営計画として、「2010中期経営計画」を策定し、コア技術の強化と商品群の選択と集中を推進してまいります。

2010中期経営計画（連結ベース）の概要は以下のとおりであります。

a. 数値目標

経常利益：16億円（2007年度実績比75.1%増）

（参考）

売上高：160億円（2007年度実績比22.0%増）

ROA：4.8%以上（2007年度実績比1.6%向上）

b. 商品事業戦略

当社の粉末冶金事業から生み出される商品群に関しては、2010中期経営計画において既存商品群の絞り込みを行い、収益性及び将来性のある商品に経営資源を集中してまいります。特に液晶・デジタル家電関連部品、サニタリー関連耐摩製品、光学機器用超精密加工品の主力商品群及び自動車、重電、液晶、半導体製造機器関連の次期強化商品群については全社的なプロジェクト

活動を展開し、資源を優先的に投資してまいります。

c. 開発戦略

新商品の開発に関しては、お客様（市場）のニーズの変化にスピーディーに対応するため、開発テーマを絞り込み、コア技術の更なる強化を図るとともに、高機能・高品質材料の開発を進めてまいります。また、現在の主力商品群及び次期強化商品群の強化を優先する方針で推進いたします。

d. 海外市場展開

海外市場展開としては、中国及びタイで合弁事業、上海に販売子会社を設置し、アジア重視の施策と米国、欧州への市場性のある製品の拡販を図ってまいります。また、コア商品群の戦略に沿って販売拠点を中心にグループ展開を強化、更なる拡大を図ります。さらに、市場戦略と製造拠点戦略を明確化し、技術と販売力の競争力をより強化してまいります。

e. レアメタル材料確保

タングステン等原材料は、そのほとんどを中国に依存しており、当社は原材料の安定確保の観点から中国での合弁事業の展開を長年継続してまいりました。原材料の価格につきましては、高値が続いており、今後も安定調達先の確保に努め、原材料の調達リスクを最小化してまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の確保及び向上を目指し、株主、お客さま、地域社会の皆様から信頼される企業となるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されております。なお、当社は経営陣の選任につき、株主の皆様の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

当社の取締役会は、毎月1回以上開催し、また常勤取締役で構成する常務会等主要な会議で法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、すべての重要事項に関して審議し、業務執行状況についても随時報告がなされております。

監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見等を述べるほか、公認会計士、内部監査室と連携しながら公正な監視体制のもとで監査を行っております。また、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化にするリスクマネジメント活動を行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為（下記ア. に定義されます。以下同じとします。）に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると認識しております。このような認識のもと、当社は、大規模買付行為が行われる場合

に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、概要以下のとおりの当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入しております。

ア. 対象となる買付行為

本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為（以下「大規模買付者」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

イ. 大規模買付ルールの概要

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

当社は、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を大規模買付者に発送します。大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

なお、当社は大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様の開示いたします。

大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、下記ウ. c. 記載の独立委員会が取締役会評価期間内に下記ウ. c. 記載の対抗措置発動の是非についての勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びそ

の具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

ウ. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

a. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明や代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

c. 対抗措置の発動の手続

上記a. 及びb. 記載の場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。現任の独立委員会の委員は、眞部利應氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏の3氏であります。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重し、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断します。

但し、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当て

に関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において新株予約権無償割当てに関する決議がされるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権無償割当てを行います。

d. 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ且つ当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重して発動した対抗措置の中止又は撤回を判断することができるものとします。

エ. 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、平成20年6月26日開催の当社第97期定時株主総会の決議に基づく委任により、原則として、当社取締役会の決議に基づき、新株予約権無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、当社定款第12条第1項に基づき、新株予約権無償割当てに関する議案を当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

オ. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第100期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても当社株主総会において本対応方針及び廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続かつ持続的に向上させるための具体的方策として上記 記載の基本方針に沿うものであるとともに、当社の株主の皆様様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものであり、上記 に記載のとおり、上記 記載の基本方針に沿うものです。

さらに、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、対抗措置発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置されていること、有効期間満了前であっても、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるものとされていることなどにより、合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は6千3百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,777,600	27,777,600	東京証券取引所 (市場第二部) 福岡証券取引所	—
計	27,777,600	27,777,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	66(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日～平成39年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株

を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

3 自己株式を充当することとしているため資本組入額はありません。

4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又は に定める場合(但し、 については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除きます。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が平成38年8月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合

平成38年8月28日から平成39年8月27日

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から30日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

上記に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除きます。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

1. 新株予約権者が平成38年8月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年8月28日から平成39年8月27日

2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	27,777	—	2,509	—	2,229

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,029,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,445,000	24,445	—
単元未満株式	普通株式 303,600	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	27,777,600	—	—
総株主の議決権	—	24,445	—

- (注) 1 証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)は、「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含めて記載しております。
- 2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式954株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本タングステン株式会社	福岡市博多区美野島 一丁目2番8号	3,029,000	—	3,029,000	10.90
計	—	3,029,000	—	3,029,000	10.90

- (注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あり、当該株式数は上記 [発行済株式]の[完全議決権株式(その他)]の普通株式に含めて記載しております。
- 2 当第1四半期末現在の自己株式数は、3,035,353株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	237	237	254
最低(円)	216	222	222

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部によるものです。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,005	1,876
受取手形及び売掛金	3,630	3,852
商品及び製品	342	145
仕掛品	1,305	1,602
原材料及び貯蔵品	1,429	1,377
繰延税金資産	342	223
その他	374	444
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	9,425	9,516
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,774	4,847
機械装置及び運搬具(純額)	1,569	1,496
工具、器具及び備品(純額)	131	138
土地	305	305
建設仮勘定	139	200
有形固定資産合計	¹ 6,921	¹ 6,988
無形固定資産	19	15
投資その他の資産		
投資有価証券	2,173	2,161
その他	345	375
貸倒引当金	78	78
投資その他の資産合計	2,440	2,458
固定資産合計	9,381	9,462
資産合計	18,806	18,979

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年 6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,355	1,505
短期借入金	2,614	2,883
未払法人税等	173	35
賞与引当金	621	408
役員賞与引当金	5	27
その他	772	565
流動負債合計	5,543	5,425
固定負債		
長期借入金	1,549	1,765
繰延税金負債	859	871
退職給付引当金	543	565
その他	488	490
固定負債合計	3,440	3,692
負債合計	8,983	9,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,509	2,509
資本剰余金	2,229	2,229
利益剰余金	5,199	5,178
自己株式	752	751
株主資本合計	9,185	9,165
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	730	672
為替換算調整勘定	110	10
評価・換算差額等合計	619	683
新株予約権	18	13
純資産合計	9,823	9,861
負債純資産合計	18,806	18,979

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	3,025
売上原価	2,423
売上総利益	602
販売費及び一般管理費	※1 519
営業利益	82
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	14
不動産賃貸料	43
持分法による投資利益	20
為替差益	30
雑収入	24
営業外収益合計	133
営業外費用	
支払利息	21
不動産賃貸原価	29
雑支出	6
営業外費用合計	57
経常利益	157
税金等調整前四半期純利益	157
法人税、住民税及び事業税	208
法人税等調整額	△159
法人税等合計	49
四半期純利益	108

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	157
減価償却費	201
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	213
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△21
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△22
受取利息及び受取配当金	△15
支払利息	21
為替差損益 (△は益)	△5
持分法による投資損益 (△は益)	△20
売上債権の増減額 (△は増加)	220
たな卸資産の増減額 (△は増加)	47
仕入債務の増減額 (△は減少)	△150
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△2
その他	175
小計	799
利息及び配当金の受取額	15
利息の支払額	△21
法人税等の支払額	△65
営業活動によるキャッシュ・フロー	726
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△28
貸付けによる支出	△3
貸付金の回収による収入	3
その他	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△300
長期借入金の返済による支出	△184
配当金の支払額	△86
自己株式の取得による支出	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△572
現金及び現金同等物に係る換算差額	10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	129
現金及び現金同等物の期首残高	1,876
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,005

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理の原則及び手続の変更 (重要な資産の評価基準及び評価方法の変更) たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法及び移動平均法による原価法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、これによる損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

特記すべき事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 15,179百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 15,048百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)								
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> </table>	役員賞与引当金繰入額	5百万円	賞与引当金繰入額	55百万円	退職給付費用	11百万円	従業員給料手当	184百万円
役員賞与引当金繰入額	5百万円							
賞与引当金繰入額	55百万円							
退職給付費用	11百万円							
従業員給料手当	184百万円							

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,005百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,005百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,005百万円	現金及び現金同等物	2,005百万円
現金及び預金勘定	2,005百万円			
現金及び現金同等物	2,005百万円			

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,777,600株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,035,353株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 18百万円(親会社 18百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	86	3.5	平成20年3月31日	平成20年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べ、著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当四半期連結会計期間においてストック・オプションの付与はないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	粉末冶金 (百万円)	産業用機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,808	195	20	3,025	(—)	3,025
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8	46	7	62	(62)	—
計	2,817	242	28	3,087	(62)	3,025
営業利益	43	25	7	75	6	82

(注) 1 事業区分の方法

事業区分の方法は、製品の製造方法によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 粉末冶金……タングステンおよびモリブデン線・棒・板、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品、NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品、遮蔽材等
- (2) 産業用機器…自動化・省力化機器、据付修理、プラント等
- (3) その他……上記に関連しないその他製品等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める日本の割合が、90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米地域	アジア地域	欧州地域	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	140	167	47	10	366
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	3,025
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	4.7	5.5	1.6	0.3	12.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米地域……アメリカ、カナダ
- (2) アジア地域……中国、韓国、香港、タイ 他
- (3) 欧州地域……イタリア、ドイツ、ベルギー 他
- (4) その他の地域……アルゼンチン、メキシコ、南アフリカ

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
396.30円	397.94円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,823	9,861
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,805	9,848
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	18	13
普通株式の発行済株式数(千株)	27,777	27,777
普通株式の自己株式数(千株)	3,035	3,029
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	24,742	24,747

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	4.38円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	4.37円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	108
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	108
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,744
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(千株)	
新株予約権	65
普通株式増加数(千株)	65
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について 前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 久留和夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白水一信 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本タングステン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成20年8月8日

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 NIPPON TUNGSTEN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉田 省三

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役経理部長 大久保 十三夫

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長吉田省三及び当社最高財務責任者取締役大久保十三夫は、当社の第98期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

